

平成30年第2回富山県教育委員会議事日程

2月13日（火）午後1時00分

教育委員会室

1 会議録の承認について

平成30年1月26日開催の平成30年第1回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第4号 富山県立図書館条例施行規則一部改正の件

議案第5号 「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」の策定に関する件

3 報告事項

(1) 国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について

(2) 教員による不適切な指導について

(3) 平成30年度富山県立高等学校推薦入学者選抜に係る検査の実施状況について

4 その他

今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第6号 平成30年2月富山県議会定例会に付議する事案に対する意見に関する件

議案第4号

富山県立図書館条例施行規則一部改正の件

富山県立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成30年2月13日提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克 人

富山県立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立図書館条例施行規則（昭和39年富山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「館外貸出券」を「館外貸出カード」に改め、同条第2項中「館外貸出券の」を「館外貸出カードの」に、「館外貸出券申込書」を「館外貸出カード（個人番号カードの利用）申込書」に改め、同条第3項及び第4項中「館外貸出券」を「館外貸出カード」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。


（個人番号カードの利用）

第13条の2 前条の規定により館外貸出カードの交付を受けた者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を館外貸出カードとして利用することができる。

2 前項の規定により個人番号カードを館外貸出カードとして利用しようとする者は、個人番号カードを持参の上、館外貸出カード（個人番号カードの利用）申込書を提出するものとする。ただし、小学生以下の児童にあつては、保護者が連署して提出するものとする。

別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

(表)

<p>富山県立図書館</p> <p>館外貸出カード</p> <p>なまえ</p>	
--	---

(裏)

<p>■カードは長期間使用しますので、 大切に使ってください。</p> <p>■借りた本は返却期限を守りましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">●本を借りるときは、このカードをお持ちください。●このカードを他人に貸してはいけません。●このカードを失くしたり、住所や名前が変わったときは、必ず届けてください。●このカードを拾った方は、図書館に知らせてください。
<p>富山県立図書館 代表 ☎(076)436-0178 総機 ☎(076)436-6812</p>

館外貸出カード（個人番号カードの利用）申込書

申込項目の欄に「○」を付けてください。

	館外貸出カード
	個人番号カードの利用

※個人番号カードの利用申込みには、事前にマイキーIDの登録が必要です。

平成 年 月 日

富山県立図書館長 殿

館外貸出カードの交付（個人番号カードの利用）を申込みます。なお、図書の貸出しに際しては、貴館諸規定を守ります。

フリガナ											
氏 名											
生年月日	1. 大正	2. 昭和	3. 平成	年	月	日	保 護 者 名			⑩	
住 所	郵便番号	—					電話番号	—	—		
勤 務 先 又は 学校名・学 年							電話番号	—	—		
帰 省 先 (下宿して いる人)	郵便番号	—					電話番号	—	—		

住所を確認できるものをお見せください。

お申込み事項はコンピュータに登録しますが、当館の業務以外には使用されません。

図書館記入欄

利用者番号						登録区分	1. 新規 2. 更新 3. 再発行 4. 変更 5. 個人番号カードの利用				
利用者区分	1. 一般		2. 学生		3. 高校生		4. 中学生		5. 小学生以下		
住所コード	0 0		電話区分1	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他							
			電話区分2	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他							
仮登録日	担当			本登録日	担当						

備考 保護者が自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

富山県立図書館条例施行規則の改正について

富山県立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案要綱（案）

項 目	説 明
1 改正の趣旨、 必要性等	平成 30 年 3 月 6 日から県立図書館において、個人番号カード（マイナンバーカード）を館外貸出カードとして利用できるようにすることに伴い、富山県立図書館条例施行規則について所要の改正を行うもの。
2 改正規則案の 内容	(1) 個人番号カードを館外貸出カードとして利用する場合の手続きの新設（第 13 条の 2 関係） (2) 用語の規定整備（第 13 条関係） (3) 様式の規定整備（別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式 上記 (1) (2) 関係）
3 施行期日	平成 30 年 3 月 6 日
4 他の規則等と の関連	(1) 富山県立図書館条例（改正なし） (2) 富山県立図書館利用規程

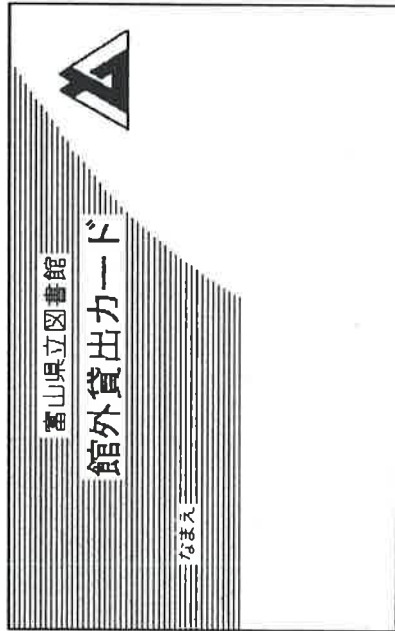
富山県立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表 (案)

現行	改正案	改正内容
<p>第1条～第12条 略</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第13条 館外利用をしようとするときは、利用者は、あらかじめ館外貸出券 (別記第2号様式) の交付を受けなければならない。</p> <p>2 館外貸出券の交付を受けようとする者は、館外貸出券 (別記第3号様式) を提出するとともに、住所を証明できる書類を提示しなければならぬ。ただし、小学生以下の児童にあつては、保護者が連署して提出しなければならない。</p> <p>3 館外貸出券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 館外貸出券を紛失したとき、又は記載事項に変更を生じたときは、直ちに館長に届け出なければならない。</p>	<p>第1条～第12条 略</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第13条 館外利用をしようとするときは、利用者は、あらかじめ館外貸出カード (別記第2号様式) の交付を受けなければならない。</p> <p>2 館外貸出カードの交付を受けようとする者は、館外貸出カード (個人番号カードの利用) 申込書 (別記第3号様式) を提出するとともに、住所を証明できる書類を提示しなければならぬ。ただし、小学生以下の児童にあつては、保護者が連署して提出しなければならない。</p> <p>3 館外貸出カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 館外貸出カードを紛失したとき、又は記載事項に変更を生じたときは、直ちに館長に届け出なければならない。</p>	<p>用語の規定整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>(新設)</p> <p>第13条の2 前条の規定により館外貸出カードの交付を受けた者は、個人番号カード (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カード) をいう。以下同じ。) を館外貸出カードとして利用することができる。</p> <p>2 前項の規定により個人番号カードを館外貸出カードとして利用しようとする者は、個人番号カードを持参の上、館外貸出カード (個人番号カードの利用) 申込書を提出するものとする。ただし、小学生以下の児童にあつては、保護者が連署して提出するものとする。</p>	<p>(個人番号カードの利用)</p> <p>第13条の2 前条の規定により館外貸出カードの交付を受けた者は、<u>個人番号カード (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カード) をいう。以下同じ。) を館外貸出カードとして利用することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により個人番号カードを館外貸出カードとして利用しようとする者は、個人番号カードを持参の上、館外貸出カード (個人番号カードの利用) 申込書を提出するものとする。ただし、小学生以下の児童にあつては、保護者が連署して提出するものとする。</u></p>	<p>個人番号カードを館外貸出カードとして利用する場合の手続を新設</p>
<p>第14条～第34条 略</p>	<p>第14条～第34条 略</p>	<p>第14条～第34条 略</p>

<p><u>(追記)</u></p>	<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、平成30年3月6日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規則による改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</u></p>	<p>附則追記</p>
<p>別記第1号様式 略</p> <p>別記第2号様式 (第13条関係)</p> <p>別記第3号様式 (第13条、第13条の2関係)</p> <p>別記第4号様式、別記第5号様式 略</p>	<p>別記第1号様式 略</p> <p>別記第2号様式 (第13条関係)</p> <p>別記第3号様式 (第13条、第13条の2関係)</p> <p>別記第4号様式、別記第5号様式 略</p>	<p>電話番号の追記・修正 ※別紙</p> <p>規定整備 ※別紙</p>

別記第2号様式(第13条関係)

(表)



(裏)

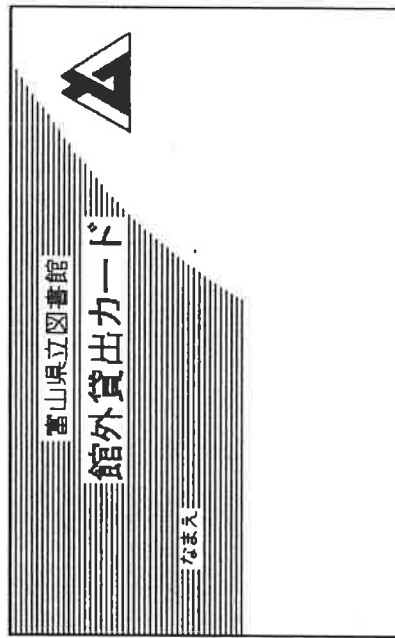
■カードは長期間使用しますので、大切にしてください。
■借りた本は返却期限を守りましょう。

- 本を借りるときは、このカードをお持ちください。
- このカードを他人に貸してはいけません。
- このカードを失くしたり、住所や名前が変わったときは、必ず届けてください。
- このカードを拾った方は、図書館に知らせてください。

富山県立図書館 ☎(0764)36-6812

別記第2号様式(第13条関係)

(表)



(裏)

■カードは長期間使用しますので、大切にしてください。
■借りた本は返却期限を守りましょう。

- 本を借りるときは、このカードをお持ちください。
- このカードを他人に貸してはいけません。
- このカードを失くしたり、住所や名前が変わったときは、必ず届けてください。
- このカードを拾った方は、図書館に知らせてください。

富山県立図書館 代表 ☎(076)436-0178
相談 ☎(076)488-6812

館外貸出券申込書

富山県立図書館長 殿
平成 年 月 日

館外貸出カードの交付
を申込みます。なお、図書の貸出しに際しては、貴館諸規定を守ります。

フリガナ												
氏名												
生年月日	1. 明治	年	月	日	保	護	者	名	電話番号	※小学生及び幼児の場合は保護者が記入のこと	〒	番
	2. 大正				番							
住所	3. 昭和				郵便番号							
	4. 平成				〒							
勤務先 又は 学校名・学年	電話番号				〒							
	電話番号				〒							
帰省先 (下宿している人)	電話番号				〒							
	電話番号				〒							

住所を確認できるものをお見せください。
お申込み事項はコンピュータに登録しますが、当館の業務以外には使用されません。

図書館記入欄

利用者番号					1. 新規	2. 更新	3. 再発行	4. 変更
利用者区分	1. 一般	2. 学生	3. 高校生	4. 中学生	5. 小学生以下	(新設)		
住所コード	電話番号1	1. 自宅	2. 呼出	3. 勤務先	4. その他			
	電話番号2	1. 自宅	2. 呼出	3. 勤務先	4. その他			
仮登録日	担当	担当	本登録日	担当				

備考 保護者が自署する場合は、押印を省略することができる。

館外貸出カード (個人番号カードの利用) 申込書

申込項目の欄に「○」を付けてください。

館外貸出カード
個人番号カードの利用

※個人番号カードの利用申込みには、事前にマイキーIDの登録が必要で
平成 年 月 日

富山県立図書館長 殿

館外貸出カードの交付 (個人番号カードの利用) を申込みます。なお、図書の貸出しに際しては、貴館諸規定を守ります。

フリガナ															
氏名															
生年月日	1. 大正	年	月	日	保	護	者	名	電話番号	※小学生及び幼児の場合は保護者が記入のこと	〒	番			
	2. 昭和				番										
	3. 平成				郵便番号										
住所	郵便番号				〒										
勤務先 又は 学校名・学年	電話番号				〒										
	電話番号				〒										
帰省先 (下宿している人)	郵便番号				〒										
	電話番号				〒										

住所を確認できるものをお見せください。
お申込み事項はコンピュータに登録しますが、当館の業務以外には使用されません。

図書館記入欄

利用者番号					1. 新規	2. 更新	3. 再発行	4. 変更
利用者区分	1. 一般	2. 学生	3. 高校生	4. 中学生	5. 小学生以下	5. 個人番号カードの利用		
住所コード	電話番号1	1. 自宅	2. 携置	3. 勤務先	4. その他			
	電話番号2	1. 自宅	2. 携置	3. 勤務先	4. その他			
仮登録日	担当	担当	本登録日	担当				

備考 保護者が自署する場合は、押印を省略することができる。

議案第5号

「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」の策定に関する件

「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」は、別紙のとおりとする。

平成30年2月13日提出

富山県教育委員会

教育長 渋谷 克 人

教諭の資質向上のための指標(案)

< > :各成長に関する段階のキーワード

成長に関する段階 (教職経験年数の 目安)	着任時に求める姿<理解>		基礎期<実践>	向上期<伸長>	充実・発展期<助言>	
			概ね教職経験 5年程度までの教員	概ね教職経験 10年程度までの教員	概ね教職経験 10年以上の教員	
資質能力	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人としての一般常識や人権意識が身に付いており、豊かな人間性をもっている。 ・自分の考えを適切に伝えるなど、円滑なコミュニケーションを行っている。 ・他人の意見に謙虚に耳を傾けている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守し、日常のサービスを誠実かつ公正に遂行する。 ・周囲の状況や相手の思いや考えを汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝えるなど円滑なコミュニケーションを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の専門性を向上させ、グループのリーダーとして牽引する意欲と力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営の中核的な役割を果たす存在として、よりよい学校づくりに参画する。 	
教職としての 素養	社会人として 求められる 基礎的な能力	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人としての一般常識や人権意識が身に付いており、豊かな人間性をもっている。 ・自分の考えを適切に伝えるなど、円滑なコミュニケーションを行っている。 ・他人の意見に謙虚に耳を傾けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守し、日常のサービスを誠実かつ公正に遂行する。 ・周囲の状況や相手の思いや考えを汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝えるなど円滑なコミュニケーションを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守し、日常のサービスを誠実かつ公正に遂行できるように助言する。 ・円滑なコミュニケーションにより、互いに助け合い支え合う雰囲気醸成する。 	
	教育公務員の 職責	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への愛情と、教職に対する使命感や情熱をもっている。 ・探究心をもって学び続ける土台ができています。 ・守秘義務を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富山を愛し、教職への誇りと強い情熱、児童生徒への愛情をもっている。 ・危機管理意識をもち、教育活動を実践している。 ・教育公務員としての使命を自覚している。 ・常に自己研鑽に努め、探究心をもって自主的に学び続ける。 			
教職の 実践	学習 指導	授業の 設計 ・展開	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領を踏まえ、目標を明確にした指導計画の作成について理解している。 ・基本的な指導技術を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、ねらいに迫るための指導計画の作成及び学習指導を行う。 ・学び合い等の場面を取り入れた授業展開を計画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自校の特色を踏まえ、目指す児童生徒の姿を想定して目標を明確にし、指導と評価の計画を立てる。 ・身に付けた指導技術を生かした授業展開を計画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自校や地域の特色に応じたカリキュラムを編成する。 ・個や集団に応じた効果的な指導方法を工夫して実践する。 ・若手教員等の指導上の課題に対して、提案したり助言したりする。
		授業の 評価 ・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・学習評価の意義について理解し、実践しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の学習状況を的確に把握し、児童生徒の指導に生かす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な授業評価を行い、継続的な授業改善に取り組む。 ・児童生徒の学習状況に応じて、適切な補足的、発展的指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業力向上に向けた自校の取組の課題を明らかにし、不断の授業改善を推進する。 ・自らの実践や研修会で得た情報を基に教職員に助言するなど、自らの知見を自校の教育活動に生かす。
	生徒 指導	児童 生徒 理解	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解の意義を理解し、一人一人に向き合おうとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境等を意識して、児童生徒一人一人に向き合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を取り巻く環境を的確に捉え、児童生徒一人一人の理解を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解について、教職員相互で共通理解を図ることができるよう、組織の環境を整える。
		児童 生徒 指導	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導の手立てを理解し、実践しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒と信頼関係を構築して、学習や生活の規律を確立する。 ・生徒指導上の問題を察知し、必要に応じて他の教員と連携しながら解決する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する学級や学年以外の生徒指導上の問題についても、共に対応したり、効果的な指導方法について考えたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の観察や他の教職員からの情報を基に、自校の生徒指導上の課題を捉え改善策を提案し、組織的な対応を推進する。
	特別 支援 教育 (インクルーシブ 教育)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の理念を理解している。 ・特別支援教育に関わる指導・支援の計画や合理的配慮について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮について理解し、教育活動を実践する。 ・特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり、学級経営等を行い、学年においても推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の視点から教育活動や基礎的環境の改善を推進する。 ・特別支援教育に係る関係機関との連携を推進する。 	
	チ ーム 学 校 を 支 え る マ ネ ジ メ ン ト	学級 経営 ・ 学 校 運 営	<ul style="list-style-type: none"> ・学校組織及び学級担任の役割と職務内容を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育目標を理解し、学年・学級経営等の方針を立て、実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年経営等に積極的に関わり、学校教育目標の実現に向けて、実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育目標の実現に向けて、創意工夫を生かした特色ある学校づくりに参画する。
		保護者、 地域等 との 連 携 ・ 協 働	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域との連携・協力を前向きである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域等と積極的に関わり、連携の土台となる信頼関係をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域等との信頼関係を基に関わりを深め、連携して活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域、関係機関との連携・協働のネットワークを形成する。 ・保護者等への対応について、教職員に助言をする。
		他の 教 職 員 と の 連 携 ・ 協 働	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の一員として自分の役割を理解し、同僚と協力して対応しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修や同僚から積極的に学び、校内の課題に対して当事者意識をもって対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手教職員のリーダー的役割を果たし、他の教職員と共に指導力の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校づくりに向けて、OJTを実践するとともに、企画・調整の力を発揮して、組織としての教育力を高める。

養護教諭の資質向上のための指標(案)

< >:各成長に関する段階のキーワード

成長に関する段階		着任時に求める姿<理解>	基礎期<実践>	向上期<伸長>	充実・発展期<助言>	
資質能力		教員を志す者として、大学卒業時に身に付けておくべき知識・技能について理解している。	教育公務員としての自覚及び教員としての基礎的な力を身に付ける。	自身の専門性を向上させ、グループのリーダーとして牽引する意欲と力を身に付ける。	学校運営の中核的な役割を果たす存在として、よりよい学校づくりに参画する。	
教職としての素養	社会人として求められる基礎的な能力	・社会人としての一般常識や人権意識が身に付いており、豊かな人間性をもっている。 ・自分の考えを適切に伝えるなど、円滑なコミュニケーションを行っている。 ・他人の意見に謙虚に耳を傾けている。	・法令を遵守し、日常のサービスを誠実かつ公正に遂行する。 ・周囲の状況や相手の思いや考えを汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝えるなど円滑なコミュニケーションを行う。		・法令を遵守し、日常のサービスを誠実かつ公正に遂行できるように助言する。 ・円滑なコミュニケーションにより、互いに助け合い支え合う雰囲気醸成する。	
	教育公務員の職責	・児童生徒への愛情と、教職に対する使命感や情熱をもっている。 ・探究心をもって学び続ける土台ができている。 ・守秘義務を理解している。	・富山を愛し、教職への誇りと強い情熱、児童生徒への愛情をもっている。 ・危機管理意識をもち、教育活動を実践している。 ・教育公務員としての使命を自覚している。 ・常に自己研鑽に努め、探究心をもって自主的に学び続ける。			
教職の実践	保健教育	・学習指導要領を踏まえ、保健教育における養護教諭の役割や児童生徒の実態に応じた保健教育の必要性を理解している。	・保健教育における養護教諭の役割を理解した上で、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実践する。	・学習指導要領を基に、児童生徒の実態に即した保健教育を実践し、評価、改善しながら、効果的に推進する。	・他教科や学校行事等と関連した横断的な保健教育を家庭や地域との連携を図りながら推進する。	
	保健管理	・学校保健安全法を基に、健康診断や健康観察、健康相談、救急処置等の保健管理の基礎的な知識を身に付けている。	・児童生徒の発達の段階に応じてよくみられる心身の疾病や障害を理解し、健康課題について対応する。	・保健情報を総合的に評価し、把握した健康課題の解決に向けて、組織的に対応しながら、保健管理の充実を図る。	・学校における事件事故・災害に備えた救急体制や心のケアの支援体制を整えるなど、保健安全について学校運営に参画する。	
	生徒指導	児童生徒理解	・児童生徒理解の意義を理解し、一人一人に向き合おうとしている。	・家庭環境等を意識して、児童生徒一人一人に向き合う。	・児童生徒を取り巻く環境を的確に捉え、児童生徒一人一人の理解を図る。	・児童生徒理解について、教職員相互で共通理解を図ることができるよう、組織の環境を整える。
		児童生徒指導	・児童生徒指導の手立てを理解し、実践しようとしている。	・児童生徒と信頼関係を構築して、学習や生活の規律を確立する。 ・生徒指導上の問題を察知し、必要に応じて他の教員と連携しながら解決する。	・児童生徒の生徒指導上の問題について、他の教職員と共に対応したり、効果的な指導方法について考えたりする。	・児童生徒の観察や他の教職員からの情報を基に、自校の生徒指導上の課題を捉え改善策を提案し、組織的な対応を推進する。
	特別支援教育(インクルーシブ教育)	・特別支援教育の理念を理解している。 ・特別支援教育に関わる指導・支援の計画や合理的配慮について理解している。	・合理的配慮について理解し、教育活動を実践する。 ・特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う。	・特別支援教育の視点を取り入れた保健教育、保健室経営等を行う。	・学校全体の視点から教育活動や基礎的環境の改善を推進する。 ・特別支援教育に係る関係機関との連携を推進する。	
	危機管理	・学校保健における危機管理意識をもっている。	・安全に対する危機管理意識をもち、安全に配慮した環境の整備を行うとともに、課題についての「報告・連絡・相談」を管理職に確実に実行する。	・安全に対する危機管理意識をもち、危機を予測し、他の教職員と連携して事故等の未然防止を図るとともに、早期発見、早期対応に努める。	・児童生徒の平常時の安全確保、事故等の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止を組織的に推進する。	
	チーム学校を支えるマネジメント	保健室経営・学校運営	・養護教諭の役割と職務内容を理解している。	・学校教育目標を理解し、保健室経営計画を立て、実践する。	・保健室経営の充実に積極的に取り組み、学校教育目標の実現に向けて実践する。	・学校教育目標の実現に向けて、創意工夫を生かした特色ある学校づくりに参画する。
		保護者、地域等との連携・協働	・保護者や地域との連携・協働に前向きである。	・保護者、地域等と積極的に関わり、連携の土台となる信頼関係をつくる。	・保護者、地域等との信頼関係を基に関わりを深め、連携して活動する。	・保護者、地域、関係機関との連携・協働のネットワークを形成する。 ・保護者等への対応について、教職員に助言する。
		他の教職員との連携・協働	・組織の一員として自分の役割を理解し、同僚と協力して対応しようとしている。	・研修や同僚から積極的に学び、校内の課題に対して当事者意識をもって対応する。	・若手教職員のリーダー的役割を果たし、他の教職員と共に指導力の向上に努める。	・特色ある学校づくりに向けて、OJTを実践するとともに、企画・調整の力を発揮して、組織としての教育力を高める。

栄養教諭の資質向上のための指標(案)

＜ ＞:各成長に関する段階のキーワード

成長に関する段階		着任時に求める姿<理解>	基礎期<実践>	向上期<伸長>	充実・発展期<助言>	
資質能力		<ul style="list-style-type: none"> ・教員を志す者として、大学卒業時に身に付けておくべき知識・技能について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員としての自覚及び教員としての基礎的な力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の専門性を向上させ、グループのリーダーとして牽引する意欲と力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営の中核的な役割を果たす存在として、よりよい学校づくりに参画する。 	
教職としての素養	社会人として求められる基礎的な能力	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人としての一般常識や人権意識が身に付いており、豊かな人間性をもっている。 ・自分の考えを適切に伝えるなど、円滑なコミュニケーションを行っている。 ・他人の意見に謙虚に耳を傾けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守し、日常の服務を誠実かつ公正に遂行する。 ・周囲の状況や相手の思いや考えを汲み取るとともに、自分の考えを適切に伝えるなど円滑なコミュニケーションを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守し、日常の服務を誠実かつ公正に遂行できるように助言する。 ・円滑なコミュニケーションにより、互いに助け合い支え合う雰囲気醸成する。 	
	教育公務員の職責	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒への愛情と、教職に対する使命感や情熱をもっている。 ・探究心をもって学び続ける土台ができています。 ・守秘義務を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・富山を愛し、教職への誇りと強い情熱、児童生徒への愛情をもっている。 ・危機管理意識をもち、教育活動を実践している。 ・教育公務員としての使命を自覚している。 ・常に自己研鑽に努め、探究心をもって自主的に学び続ける。 			
教職の実践	食に関する指導	給食の時間、教科等における指導	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の役割や、計画的な指導の重要性を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の全体計画の作成に参画するとともに、各学年・学級の食に関する課題を把握し、給食の時間や教科等における食に関する指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年・学級の食に関する課題を把握し、給食の時間や教科等における食に関する指導を計画的・継続的に実践する。 ・学級担任等と連携し、目標を明確にして指導と評価の計画を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自校や地域の特色を踏まえ、目標を明確にして指導と評価の計画を立てるとともに、専門的な立場から教職員に助言する。
		個別的な相談指導	<ul style="list-style-type: none"> ・個別的な相談指導を行う必要性とその役割について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する健康課題を有する児童生徒に、保護者、学級担任、養護教諭等と連携を図り、指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する健康課題を有する児童生徒に、保護者、学級担任、養護教諭等と連携を図り、一人一人の状況に応じた指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の食に関する健康課題の解決に向けて、専門的な立場から教職員に助言する。
	生徒指導	児童生徒理解	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解の意義を理解し、一人一人に向き合おうとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境等を意識して、児童生徒一人一人に向き合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を取り巻く環境を的確に捉え、児童生徒一人一人の理解を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解について、教職員相互で共通理解を図ることができるよう、組織の環境を整える。
		児童生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導の手立てを理解し、実践しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒と信頼関係を構築して、学習や生活の規律を確立する。 ・生徒指導上の問題を察知し、必要に応じて他の教員と連携しながら解決する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の生徒指導上の問題について、他の教職員と共に対応したり、効果的な指導方法について考えたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の観察や他の教職員からの情報を基に、自校の生徒指導上の課題を捉え改善策を提案し、組織的な対応を推進する。
	特別支援教育(インクルーシブ教育)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の理念を理解している。 ・特別支援教育に関わる指導・支援の計画や合理的配慮について理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮について理解し、教育活動を実践する。 ・特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の視点を取り入れた食に関する指導、給食運営等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の視点から教育活動や基礎的環境の改善を推進する。 ・特別支援教育に係る関係機関との連携を推進する。 	
	衛生管理・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の重要性を理解し、基礎的な知識を身に付けている。 ・学校給食における危機管理意識をもっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食衛生管理基準に基づいた日常点検等について、調理従事者等に助言する。 ・安全や衛生に配慮した環境の整備を行うとともに、課題についての「報告・連絡・相談」を管理職に確実に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設に応じた衛生管理の改善について、教職員、調理従事者等に助言する。 ・危機を予測し連携して未然防止を図るとともに、早期発見、早期対応に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における衛生管理等に関して地域(市町村)の指導従事者等に助言する。 ・児童生徒の平常時の安全確保、事故等の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止を組織的に推進する。 	
	チーム学校を支えるマネジメント	給食運営・栄養管理、学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の役割と職務内容を理解している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食実施基準に基づき献立を作成し、学校給食の調理、配食及び施設設備に関して助言する。 ・学校教育目標を理解し、給食運営や食育指導の方針を立て、実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食実施基準に基づき、自校や地域の特色を生かした献立を作成し、学校給食の調理、配食及び施設設備に関して助言する。 ・全校組織運営や食育指導推進に積極的にに関わり、学校教育目標の実現に向けて工夫・改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における献立作成や、調理・配食及び施設設備に関して、地域(市町村)において指導的役割を果たす。 ・学校教育目標の実現に向けて、創意工夫を生かした特色ある学校づくりに参画する。
		保護者、地域等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域との連携・協力が前向きである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域等と積極的に関わり、連携の土台となる信頼関係をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域等との信頼関係を基に関わりを深め、連携して活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域、関係機関との連携・協働のネットワークを形成する。 ・保護者等への対応について、教職員に助言する。
		他の教職員との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の一員として自分の役割を理解し、同僚と協力して対応しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修や同僚から積極的に学び、校内の課題に対して当事者意識をもって対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手教職員のリーダー的役割を果たし、他の教職員と共に指導力の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校づくりに向け、OJTを実践するとともに、企画・調整の力を発揮して、組織としての教育力を高める。

※学校栄養職員も準ずる

管理職の資質向上のための指標(案)

段階 資質能力	教 頭	校 長
統率力	・校長と職員との調整を図るとともに職員の親和に努め、校内の秩序を保つ。	・職員を掌握し、適切な区処と指導を行い、全校一丸の人間関係を作り出す。
責任感	・義務の履行、約束の実行を確実にし、自己の失敗や誤りに対して責任をもつ。	・学校におけるすべての教育活動に対して、最高責任者である自覚と責任をもつ。
公正	・教頭として、正しい言動を行い、公私の区別をわきまえ、教員の手本となる。	・校長として、常に正しい言動を行い、公私の区別をわきまえ、教員の手本となる。
寛容・協力	・相手の立場に理解を示し、人の欠点や誤りに対して思いやりのある指導・援助を行う。	・相手の立場に理解を示し、人材育成の視点を踏まえ、思いやりのある指導を行う。
研究修養	・教頭として必要な知識・識見を養い、自己の能力を向上させるため研究修養に努め、その成果を職務に反映する。	・校長として必要な知識・識見を養い、自己の能力を向上させるため研究修養に努め、その成果を職務に反映する。
学校経営	・校長を補佐し、教員を適切に指導したり、地域・各種機関等と連携したりして、学校運営を円滑に進める。	・学校目標を実現するための体制を整え、地域・各種機関等と連携をとって具体的な成果を生み出す。
危機管理	・校長を補佐し、教員の勤務やサービス、学校施設や設備等、及び全教育活動に対して危機管理にあたる。	・教員の勤務やサービス、学校施設や設備等、及び全教育活動に対して、最高責任者として危機管理にあたる。
人材育成	・校長を補佐し、教員を適正に評価して、教員を励まし、能力を育てる。	・教員を適正に評価して、教員を励まし、能力を育てる。

(件名)国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」の答申について(報告)

1月19日(金)に開催された国の文化審議会において、黒部市の2件の無形民俗文化財が国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選ぶ(選択)よう、答申がなされましたので、ご報告いたします。

1 文化財の概要 (詳細別紙のとおり)

おやま たなばたなが

(1) 尾山の七夕流し

- ① 文化財の所在地 黒部市尾山
- ② 保護団体 尾山七夕流し保存会
- ③ 公開期日 8月7日
- ④ 文化財の特色 (※文化庁発表内容の抜粋)

七夕の習俗の古い形や信仰を考えるうえで注目される伝承例で、七夕の^{みそぎ}禊の習俗を窺うことができるものである。^{あねさま}姉様人形を飾りたてて流すという行事の形態は、全国的にも類例がなく、地域的な特色も顕著である。我が国における七夕行事の変遷や地域差を考える上で重要である。

なかじん なが

(2) 中陣のニブ流し

- ① 文化財の所在地 黒部市中陣
- ② 保護団体 中陣ニブ流し保存会
- ③ 公開期日 7月最終日曜日
- ④ 文化財の特色 (※文化庁発表内容の抜粋)

農村部に伝承される素朴な眠り流しの行事として位置づけられるもので、眠気や^{けが}穢れを船に託して送るという行事の形態には、眠り流し系統の行事の典型的な性格が認められる。東日本における同種の行事の分布上の広がりも考えるうえでも注目され、また、我が国における夏の年中行事の変遷や地域差を考える上で重要である。

2 答申・選択の意義

- (1) 本県の「新・元気とやま創造計画」の「ふるさとの魅力を活かした地域づくり」における取り組みの成果の一つであること。
- (2) 富山県及び黒部市の新たな魅力として大いに情報発信することができる。

【参考】国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」の選択

国指定以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを国が選択し、文化庁の助成及び指導助言のもとで記録作成をするもの。

「尾山の七夕流し」及び「中陣のニブ流し」の概要

おやま たなばたなが

1 尾山の七夕流し

- (1) 文化財の所在地 富山県黒部市尾山
- (2) 保護団体 尾山七夕流し保存会
- (3) 公開期日 8月7日
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

日本の七夕行事は、牽牛・織姫の星祭りとして一般的に定着しているが、農村部においては、盆に精霊を迎える前の穢れ祓えや農作物の豊作祈願などの民俗的要素を残している事例もみられる。本件は、七夕の習俗の古い形や信仰を考えるうえで注目される伝承例で、七夕の禊の習俗を窺うことができるのである。姉様人形を飾りたてて流すという行事の形態は、全国的にも類例がなく、地域的な特色も顕著である。我が国における七夕行事の変遷や地域差を考える上で重要である。

②文化財の説明

黒部市の尾山地区に伝承される人形流しを伴う七夕の行事である。子供たちが色鮮やかな姉様人形をはじめ、船や行灯などを作り、川に入って押し流すもので、心身の穢れや災厄を祓う行事として伝えられている。

七夕流しは、小中学生を中心に、8月7日の夜、地区を流れる湧水川で行われる。夕方になると、子供たちがそれぞれの家で製作した人形や船を尾山コミュニティセンターに持ち寄って並べ、また、大きな姉様人形を曳いて、笛や太鼓の演奏とともに集落内を練り歩く。その後、子供たちは、上流に移動し、ローソクを灯した姉様人形や船を持って川に入り、両岸に立てられた笹の七夕飾りの中を下流まで押し流す。

- (5) その他 県指定無形民俗文化財（平成16年7月16日指定）



2 なかじん ^{ながし} 中陣のニブ流し

- (1) 文化財の所在地 富山県黒部市中陣
- (2) 保護団体 中陣ニブ流し保存会
- (3) 公開期日 7月最終日曜日
- (4) 文化財の概要

①文化財の特色

眠り流し系統の行事は、東北から北陸にかけての日本海側の地域に比較的色彩濃くみられることが知られており、青森のねぶたや秋田の^{かんとう}竿灯など都市型の祭礼として発展したものもある。それに対し、本件は、農村部に伝承される素朴な眠り流しの行事として位置づけられるもので、眠気や^{けが}穢れを船に託して送るという行事の形態には、眠り流し系統の行事の典型的な性格が認められる。東日本における同種の行事の分布上の広がりを考えるうえでも注目され、また、我が国における夏の年中行事の変遷や地域差を考える上で重要である。

②文化財の説明

黒部市の中陣地区に伝承される眠り流し系統の行事で、子供たちが^{むぎわら}麦藁や色紙などで小型の船を作り、川に流して送る。ニブとは、ネブタと同じ語源を持つ呼称で、睡魔を意味するとされ、ニブ流しは、夏の時期に農作業などの労働を妨げる眠気や心身の穢れを作り物の船に託して流し送る行事であると伝えられている。

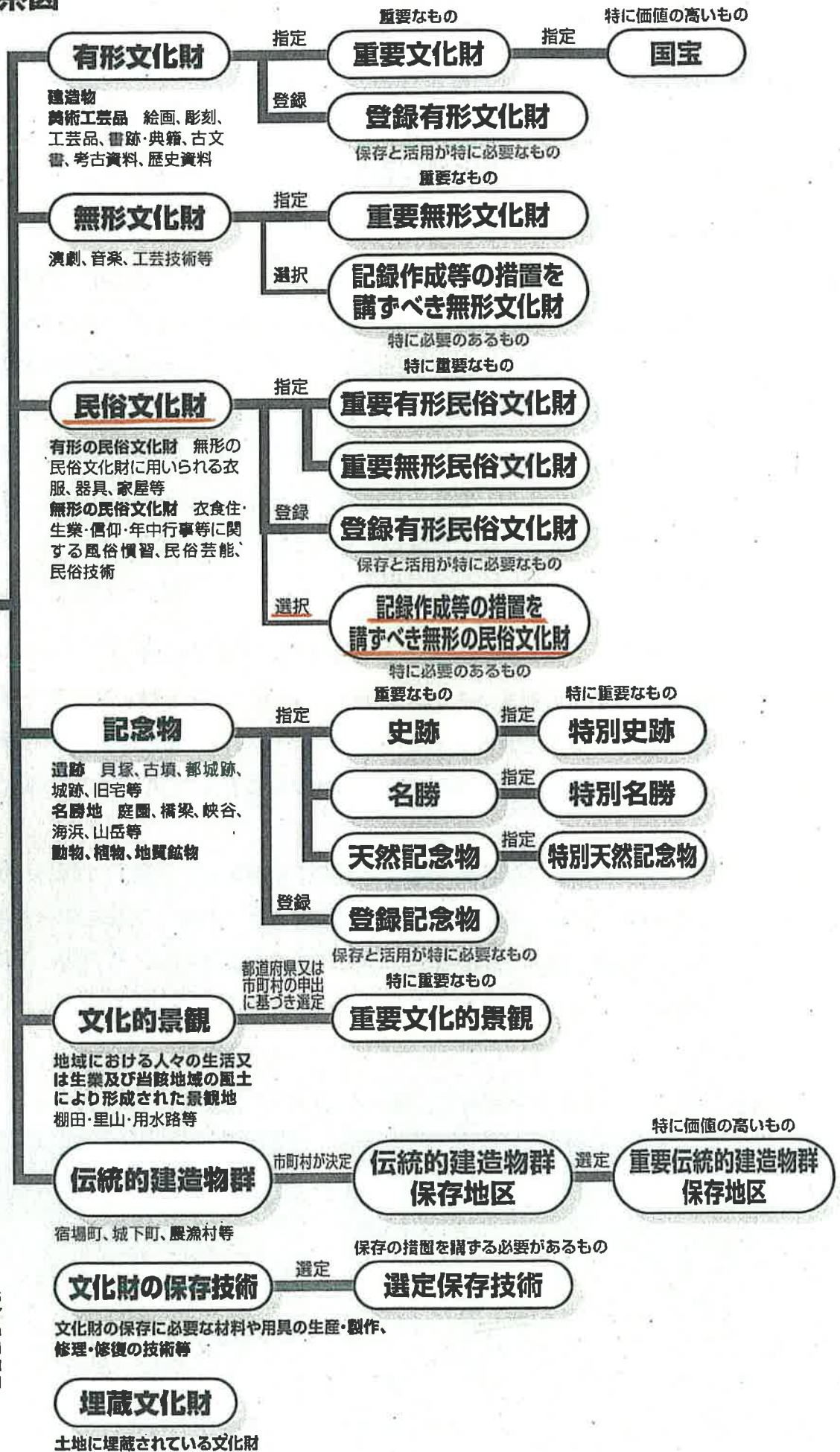
ニブ流しは、7月最終日曜日の夕方に地区を流れる^{まえがわ}前川で行われる。子供たちは、中陣ニブ流し伝承者養成館の広場に各自で製作した船を持って集まる。一同が揃うと列を組み、船を^ひ曳きながら集落内を練り歩く。その後、子供たちは伝承者養成館前の土手から川に入り、下流のニブ橋までの間を歩きながら船を押し流す。

- (5) その他 県指定無形民俗文化財（平成6年2月24日指定）



文化財の体系図

文化財



文化財登録シンボルマーク
日本建築の重要な要素である斗拱(とぎょう:組物)をイメージしたもので、3つ重ねることにより、文化財を過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくという慶親神を表現したものです。

教員による不適切な指導について

水橋高校において、本年度の頭髪指導の際に以下の不適切な指導があったもの

1 内容

- ・校則の基準に反している生徒の頭髪を教員が切る不適切な指導を行ったもの

2 不適切な指導を行った教員

- ・ 6名（第3学年3名、第2学年1名、第1学年2名）

3 不適切な指導を受けた生徒

- ・ 男子 43名（第3学年34名、第2学年1名、第1学年8名）
- ・ 女子 1名（第2学年）
- ・ 計 44名

4 学校の対応等

- ・ 外部からの指摘を受け管理職により全教職員に事情を聴取
- ・ 2月9日（金）全校集会において生徒へ説明・謝罪
- ・ 2月10日（土）保護者説明会を開催し説明・謝罪

教 第 441 号
平成 30 年 2 月 9 日

各県立学校長 殿

教 育 長

生徒に対する不適切な指導の防止について（通知）

生徒指導については、生徒に対して戒めるべき言動を再び繰り返させないという教育目的に基づいて適切に行うべきものであるにもかかわらず、本日、県立高校において、生徒指導にあたり、あってはならない行き過ぎた指導が行われていたことが報道されたことは、誠に遺憾です。

については、各校において、今後、同様の事態が生じることのないよう、県民の信頼の回復に向けて全力を挙げて取り組むよう指導の徹底をお願いします。

平成30年度富山県立高等学校推薦入学者選抜に係る
検査の実施状況について

平成30年2月13日

県立学校課

- 1 2月13日（火）に実施した平成30年度県立高等学校推薦入学者選抜は31校64学科で検査を実施しており、全ての志願者が受検している。
- 2 大雪に伴う公共交通機関の乱れにより、本日の推薦入学者選抜については、4校において、各高校で定めている検査の開始時刻を遅らせる措置をとったことをお知らせします。
- 3 各校の対応
 - ・滑川高校 全受検者に対し、検査開始時刻を30分遅らせた。
 - ・富山商業高校 全受検者に対し、検査開始時刻を60分遅らせた。
 - ・富山いずみ高校 全受検者に対し、検査開始時刻を60分遅らせた。
 - ・砺波工業高校 一部の受検者に対し、60分～90分遅れで別室にて受検させた。

参 考

今後の教育委員会等の日程について

- 平成30年3月9日（金） 13:00 予定
教育委員会 （教育委員会室）